

# 横浜市こども青少年局所管児童福祉施設等指導監査実施要綱

制 定 平成 19 年 6 月 4 日 こ企第 188 号 (こども青少年局長決裁)

最近改正 令和 6 年 4 月 1 日 こ監第 362 号 (こども青少年局長決裁)

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）等の規定に基づき実施する指導監査について、必要な事項を定める。

## (指導監査の対象)

第 2 条 この要綱による指導監査の対象は、児童福祉法に定める児童福祉施設及び家庭的保育事業等並びに認定こども園法に定める幼保連携型認定こども園（以下「施設等」という。）とする。

## (指導監査の方針等)

第 3 条 指導監査は、児童福祉法第 46 条第 1 項、同法第 34 条の 17 及び認定こども園法第 19 条に基づき、当該対象施設等の運営状況等について検査するとともに、本市が支弁する措置費、委託費の経理等について本市の要綱、要領等に基づき必要な検査を実施することにより、施設等の適正な運営と子どもの適切な処遇を確保することを目的に行う。

2 指導監査は、本市の指導監査実施方針及びこれまでの指導監査結果等を勘案して、重点的かつ効率的に実施する。

3 指導監査を適切に実施するため、こども青少年局長は次に掲げる事項を定める。

- (1) 当該年度の重点事項等を含む指導監査実施方針
- (2) 前号の指導監査実施方針等を踏まえた年間指導監査実施計画

## (指導監査の基準)

第 4 条 指導監査における公平性を担保するため、項目、着眼点、指摘事項、根拠法令等を内容とする指導監査基準を施設類型ごとに定める。

## (指導監査の体制)

第 5 条 指導監査は、複数の監査課職員により監査班を編成し、必要に応じて施設等の所管課等の職員と共同して実施する。

## (指導監査の種類)

第 6 条 指導監査は、一般指導監査及び特別指導監査とする。

(一般指導監査)

第7条 一般指導監査は、定期指導監査と臨時指導監査に区分する。

2 定期指導監査は第3条第3項第2号に規定する年間指導監査実施計画に基づき、原則として年1回実地において実施する。

3 前項の規定にかかわらず、当該年度内に実地監査を行うことが著しく困難若しくは不相当と認められる場合又は前年度の指導監査結果等から特に問題がないと認められる場合は、2年に1回とすることができる。

ただし、実地において行わない年であっても、施設等に対して必要な資料の提出等を求めるものとする。

4 前項の規定にかかわらず、施設等を設置してから3年間は毎年実地にて監査を行うものとする。

5 第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、臨時指導監査を随時実施することができる。

(1) 施設等から提出された報告書の内容について、実地において確認が必要であると認められる場合

(2) 通報等により施設等の運営に問題が発生していると疑われる場合

6 一般指導監査の結果、必要と認められる場合は、継続して検査を実施することができる。

7 一般指導監査は、第4条の指導監査の基準に定める項目について実施するものとする。

なお、幼保連携型認定こども園については、自ら公認会計士等による外部監査を受け、その報告書等から大きな問題が認められない場合には、会計経理及び予算・決算に係る項目は監査の対象から省略することができる。

8 一般指導監査を行う場合は、日時、場所、指導監査の担当者等を法人の代表者、施設等の設置者、施設長等（以下、「代表者等」という。）に文書で通知する。

なお、一般指導監査を効率的に実施するため、施設等に対して事前に資料の提出等を求めることができる。

9 一般指導監査を行った場合、実施場所等において、監査結果について代表者等に対して講評を行う。ただし、法令解釈等で疑義が生じた場合等、状況に応じて現場での講評を行わないことができる。

(特別指導監査)

第8条 特別指導監査は、施設等の運営等について、重大な問題が発生した場合又は発生のおそれがあると認められる場合など、必要に応じて特定の事項について随時実施する。

(指導監査結果の通知等)

第9条 指導監査の結果は、次の各号に掲げる区分にしたがって、代表者等に文書で通知する。

(1) 施設等の設備及び運営についての基準若しくは関係法令又は措置費、委託費の経理等を定めた本市の要綱、要領に違反する場合（軽微なものを除く）は、当該事項を「文書指摘事項」とし、改善のための必要な措置（以下「改善措置」という。）をとるべき旨を文書により指導する。

なお、文書指摘事項については、期限を定めて改善報告書の提出を求める。改善報告書の提出にあたっては、改善状況を確認できる資料又は改善計画書等の提出を求める。社会福祉法人が運営する施設等の場合は、改善報告書の提出に際して理事会における改善措置の検討状況がわかる資料の提出等を併せて求める。

(2) 違反の程度が軽微である場合又は違反について(1)の指導を行わずとも改善が見込まれる場合は、当該事項を「口頭指摘事項」とし、口頭により自主的な是正又は改善を指導する。なお、代表者等と指導の内容に関する認識を共有するため、口頭指摘事項についても指摘内容を記載した文書を交付する。

(3) 文書指摘事項及び口頭指摘事項には該当しないが、施設等の運営に資するものと考えられる事項については、当該事項を「助言事項」とし口頭により伝達し、口頭指摘事項と同様に文書を交付する。

2 指導監査の結果については、施設等を利用しようとする者等への情報提供に努めるため、前項第1号に定める文書指摘事項及びその改善状況をこども青少年局のホームページに公表する。

3 前項の公表事項については次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設種別・施設名
- (2) 運営主体
- (3) 所在区
- (4) 実施区分
- (5) 監査実施年月日
- (6) 文書指摘事項
- (7) 改善状況

4 第2項の公表にあたり、原則として、前項に掲げる事項については、指導監査実施年度の翌年度5月を目途に公表する。

(改善指導)

第10条 前条第1項の規定により提出された改善報告書について、内容に疑義又は不十分な点が認められた場合は改善状況を確認するため、聞き取り及び資料の提出等を求めることができる。その際、状況に応じて実地での確認を行う等により改善指導を図るものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、こども青少年局長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 19 年 6 月 4 日から施行する。  
(横浜市児童福祉施設等監査実施要綱の廃止)
- 2 横浜市児童福祉施設等監査実施要綱は、廃止する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 5 月 25 日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 9 月 26 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第 6 条第 2 項の規定に係る、第 3 条第 5 項に定める年間指導監査実施計画については、本要綱の施行後に定める年間指導監査実施計画から適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。  
(横浜市こども青少年局所管家庭的保育事業等指導監査実施要綱の廃止)
- 2 横浜市こども青少年局所管家庭的保育事業等指導監査実施要綱は、廃止する。